

臨時的任用職員(事務)募集要項 (中央児童相談所)

令和8年8月
子ども青少年局中央児童相談所

この募集要項を
ご覧になる方へ

臨時的任用職員(子ども青少年局)の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 勤務場所・採用予定人数・主な職務内容等

職務内容	名古屋市中央児童相談所において、次の事務に従事していただきます。 ①要保護児童に関する相談関係業務 ②児童心理に係る適切な指導又は助言、情報提供に関する業務
採用予定人数	1名
勤務場所	子ども青少年局中央児童相談所 〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地
任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※令和9年4月1日以降の任期の更新はありません。

2 受験資格

下記の(1)及び(2)の条件のいずれも満たす方

(1) 次のいずれかに該当される方

ア 臨床心理士もしくは公認心理師の資格を有する方

イ 心理判定員として従事した経験を有する方

ウ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)において心理学の課程を修めて卒業、または大学院において心理学の課程を修了した方

エ 前各号に掲げると同等以上の能力を有すると認められる方

(2) 次のいずれにも該当しない方

・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神衰弱を原因とするもの以外)

3 申込み

(1) 申込期間

令和8年8月10日(月)から令和8年8月24日(月)まで

(1) 申込方法

下記申込書類を、子ども青少年局中央児童相談所まで郵送もしくは持込してください。

※ 持込の場合は、申込期間内(閉庁日除く)の午前9時から午後5時まで受付けます。

〔郵送宛先〕 〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地
中央児童相談所 相談課 臨時的任用職員採用担当

(2) 申込書類

ア 履歴書（申込書）

イ 小論文

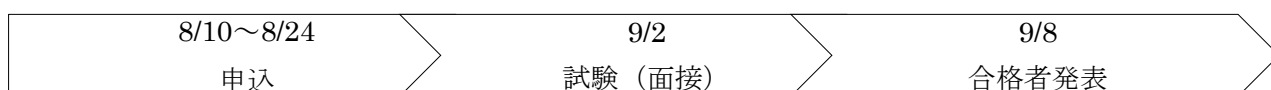
テーマ：「虐待被害や非行など、様々な困難を抱える子どもやその保護者の心理的ケアにおいて、私が大切だと考えること」

1,000 文字程度、A 4 縦長横書き、「職種」及び「氏名」を自筆で明記してください。「希望する職種」及び「氏名」以外は自筆、パソコン等を問いません。上記のテーマについて、ご自分の体験などを交えて具体的にお書きください。

※ 申込書類に不備がある場合は受け付けません。また、一度提出された書類は返却しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	試験内容	配点
第一次選考 （筆記試験）	申込時に提出いただく履歴書（申込書）による書類選考及び小論文による選考を行います。	120 点満点
第二次選考 （面接試験）	口述による個人面接試験（20 分程度）を実施します。	300 点満点

※各試験において特典が一定水準に達しない場合は、総合得点に関わらず不合格となります。

(3) 選考の実施、面接会場及び集合時間

第一次選考結果通知に記載してお知らせします。

(4) 試験結果の通知

郵送にて通知します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 合格から採用まで

(1) 採用後 1 月間は条件付採用期間となります。

(2) 任用期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

※令和 9 年 4 月 1 日以降の任期の更新はありません。

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

(4) 試験合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から令和 9 年 3 月 31 日となります。

(5) 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の

前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

試験 不合格者	・試験順位 ・試験得点 ・試験合格基準点	試験の結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで) ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	各申込先において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）を提示して口頭で申し出てください。
------------	--	--	---

※ 開示請求は受験者本人による各申込先への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書）に不足がある場合は開示できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報酬	初任給の例：266,988 円（令和 8 年 4 月 1 日現在） (注) ・上記の金額は、大学新卒の初任給の例です。 ・給料月額に地域手当を加えたものです。 ・初任給は学校卒業後の経歴に応じて加算されます。 ・上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 ・6 月以上の任用を経た場合は退職手当が支給されます。 ・採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険	名古屋市共済組合、厚生年金、公務災害補償あり

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。